

三木市記者発表資料 (令和6年9月27日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
都市整備部 道路河川課	課長 小紫一磨 (内線 2240)	管理係	0794-82-2000 (内線 2240)

タイトル												
<p><b>里道の管理に関する損害賠償請求訴訟の控訴判決について</b> ～ 原判決を覆し、市が勝訴 ～</p>												
本件のポイント												
控訴審において、原判決を覆し、三木市の主張を全面的に認める判決が言渡されました。												
説明文												
<p>平成30年の台風20号及び21号によって、里道上の樹木が倒れる等したことにより、建物や建物内の商品が損害を被ったとする損害賠償訴訟の判決が、令和6年4月11日に神戸地方裁判所において言渡され、その内容に不服があるとして控訴を提起していました。</p> <p>令和6年9月12日、大阪高等裁判所において、原判決を覆し、三木市の主張を全面的に認める判決が言渡されました。</p>												
<p><b>1 控訴の概要</b></p> <p>(1) 当事者等</p> <table border="0"> <tr> <td>事 件 番 号</td> <td>大阪高等裁判所令和6年(ネ)第1129号</td> </tr> <tr> <td>事 件 名</td> <td>損害賠償請求控訴事件</td> </tr> <tr> <td>原 審</td> <td>神戸地方裁判所令和3年(ワ)第2163号</td> </tr> <tr> <td>控訴人兼被控訴人</td> <td>建物所有者の親族(以下「原告」という。)</td> </tr> <tr> <td>被控訴人兼控訴人</td> <td>三木市(以下「被告三木市」という。)</td> </tr> <tr> <td>被 控 訴 人</td> <td>Aさん(以下「被告A」という。)</td> </tr> </table> <p>(2) 原判決の内容</p> <p>(ア) 被告三木市は、原告に対し、101万1260円及びこれに対する平成30年9月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>(イ) 原告の被告三木市に対するその余の請求及び被告Aに対する請求をいずれも棄却する。</p> <p>(ウ) 訴訟費用は、原告に生じた費用の6分の1と、被告三木市に生じた費用の6分の1を被告三木市の負担とし、原告及び被告三木市に生じたその余の費用と被告Aに生じた費用を原告の負担とする。</p> <p>(3) 原告の控訴趣旨</p> <p>原判決を次のとおり変更する。</p> <p>(ア) 被控訴人ら(被告三木市、被告A)は、控訴人(原告)に対し、636万2600円及びこれに対する平成30年9月4日から支払済みまで年5%の割合による金員を連帯して支払え。</p> <p>(イ) 訴訟費用は第1、第2審とも被控訴人ら(被告三木市、被告A)の負担とする。</p>	事 件 番 号	大阪高等裁判所令和6年(ネ)第1129号	事 件 名	損害賠償請求控訴事件	原 審	神戸地方裁判所令和3年(ワ)第2163号	控訴人兼被控訴人	建物所有者の親族(以下「原告」という。)	被控訴人兼控訴人	三木市(以下「被告三木市」という。)	被 控 訴 人	Aさん(以下「被告A」という。)
事 件 番 号	大阪高等裁判所令和6年(ネ)第1129号											
事 件 名	損害賠償請求控訴事件											
原 審	神戸地方裁判所令和3年(ワ)第2163号											
控訴人兼被控訴人	建物所有者の親族(以下「原告」という。)											
被控訴人兼控訴人	三木市(以下「被告三木市」という。)											
被 控 訴 人	Aさん(以下「被告A」という。)											



#### (4) 被告三木市の控訴趣旨

- (ア) 原判決中控訴人（被告三木市）敗訴部分を取り消す。
- (イ) 上記の部分につき、被控訴人（原告）の請求を棄却する。
- (ウ) 訴訟費用は第1、第2審とも被控訴人（原告）の負担とする。  
との判決を求める。

## 2 判決の内容

- (1) 原告の被告らに対する本件控訴を棄却する。
- (2) (ア) 被告三木市の本件控訴に基づき、原判決主文1項（101万1260円及び遅延損害金の支払い）を取り消す。  
(イ) 上記の部分につき、原告の被告三木市に対する請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、原告と被告三木市との関係では、第1、2審を通じ全て原告の負担とし、原告と被告Aとの関係では、控訴費用を原告の負担とする。

## 3 裁判所の判断

- (1) 台風20号による被害について、被告三木市及び被告Aに損害賠償責任があるとは認められない。
- (2) 台風21号による被害について、
  - (ア) 原告は、台風20号の被害後、台風21号が到来するまでの間に、被告三木市に対し、台風20号による被害の話や里道上の木の伐採をしてほしい話をしに行った旨主張している。しかしながら、この主張の根拠となる証拠に記載された日付には不自然な点が多く、また、この証拠が被告三木市との紛争が発生した後に原告に有利となる事実を盛り込んで作成された疑いもあることから、証拠の信用性は乏しく、原告の主張を認めることはできない。  
そして、他に、原告が三木市に対して里道上にある木を伐採することを要望するなどの話をしたとの事実を認めるに足りる証拠はない。
  - (イ) 倒れた木について、外見上、倒木の危険性が高い状況であったことを的確に裏付ける客観的証拠は見当たらないから、仮に、被告三木市において、台風20号の後、倒れた木の状況を見分するなどしていたとしても、倒木の危険性があるとの判断をすることができたものとは認められない。そうである以上、台風21号の暴風雨により、木が倒れることで建物等に損傷を与えることについて、被告三木市に予見可能性があったものということとはできない。  
そうすると、台風21号到来時に倒れた木の栽植又は支持に瑕疵があったものとは認められず、木が倒れたことで生じた損害について、被告三木市が民法717条2項に基づく損害賠償責任を負うものということとはできない。

## 4 今後について

原告が第2審の判決を不服とし、上告することが考えられます。その場合、最高裁判所での審理の結果、上告が受理されると訴訟が継続することになります。原告が上告期間（判決書正本が送達された日の翌日から起算して2週間）に上告を行わない場合は、判決が確定します。